

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処分庁

平成29年11月9日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年8月9日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分のうち、返還額 [redacted] を超える部分を取り消す。

事 案 の 概 要

1 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

2 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 [REDACTED]
[REDACTED]

4 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

5 [REDACTED]
[REDACTED]

6 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

7 [REDACTED]
[REDACTED]

8 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

9 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2)

[Redacted text block]

10

[Redacted text block]

11

[Redacted text block]

12

[Redacted text block]

(1)

[Redacted text block]

ア

[Redacted text block]

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

(ウ)

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

(ウ)

[Redacted text block]

(エ)

[Redacted text block]

(オ)

[Redacted text block]

(2)

[Redacted text block]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、次の理由により、原処分は「[REDACTED]」（前記「事案の概要」の12(1)ア(イ)）及び「[REDACTED]」（同(2)）以外の返還を求めている点において、違法又は不当と主張しているものと解される。

- (1) 処分庁からは[REDACTED]の高校就学に要した挙証書類を保管しておくよう指示もなく、かつ、処分庁は奨学金を受給して高校を卒業した生徒に対しては高校就学に係る経費の挙証書類の提出は求めているにもかかわらず、[REDACTED]の高校就学に係る経費の挙証書類の提出を求めたことは不公平な取扱いである。
- (2) 処分庁が[REDACTED]の高校就学に要する経費として認定しなかった次の各経費については、入学期の特別な需要であり、返還額から控除すべきである。

ア 服（Tシャツ・パンツ・パーカー・紳士靴等） [REDACTED]

イ かばん（リュック） [REDACTED]

ウ 文房具類（シャープ芯・消しゴム・クリアファイル） [REDACTED]

- (3) 処分庁から支給された高校入学考査料と当該実支出額との差額（[REDACTED]）については、既に消費済みであること及びそもそも処分庁が誤って支給したものであることを考慮して、返還額から控除すべきである。

- (4) 平成27年1月に処分庁が請求人に行った法第63条の規定による返還決定は違法なものであり、現在も返還中であることを考慮すべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 原処分は、[REDACTED]の高校就学に要する収支を精査し、収入超過となった金額について返還を求めたものであるから、違法又は不当な点はない。

- (2) 請求人が主張する各経費は、高等学校等就学費又は経常的最低生活費でやり繰りすべきものであり、返還額から控除することはできない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている（法第4条）。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護費の返還に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 高等学校等就学費について

ア 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定することとされている（局長通知第7の8(2)イ(ア)）。

イ 高等学校等就学費基本額には、学用品費や通学用品費のほか社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているものとされている（問答集7-142）。

(4) 収入として認定しないものの取扱いについて

ア 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該保護世帯の自立更生のために充てられる額については、収入として認定しないこととされており（局長通知第8-3(3)エ）、自立更生のための用途に供されるものとしては、当該経費が高等学校等での就学に充てられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額とされている（課長通知第8の40答(2)オ(イ)）。

イ 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額」及び「当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する最小限度の額」は、収入として認定しないこととされている（次官通知第8の3(3)ク）。

ウ 「就労や早期の保護脱却に資する経費」（前記イ）については、「自動車運転免許等の就労に資する技能を習得する経費」が該当することとされ、当該被保護者に対しては、「本取扱いにより生じた金銭について別に管理

すること」を指導するとともに、「保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること」とされている（課長通知第8の58-2）。

2 判断

(1) 原処分について

本件をみていくと、処分庁は、**■**の高校就学に必要な経費を上回る収入額（**■**）及び**■**の自動車運転免許取得費用として収入認定から除外していた金額（**■**）について、法第63条の規定により原処分を行ったことが認められるので、以下、その適否を検討する。

ア **■**の高校就学に必要な経費を上回る収入額の返還について

(ア) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされているが（前記1(1)ア）、収入が高等学校等での就学に充てられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額は、収入として認定しないこととされている（同(4)イ）。

(イ) このため、処分庁は、請求人に対して、**■**の高校就学のために受領した奨学金等の収入が、実際に高校就学に必要な経費を上回る場合は、法第63条の規定により返還となる旨を説明し、請求人が受領した奨学金等の収入と**■**の高校就学に必要な経費を調査した上で認定したことが認められる。

(ロ) そこで、処分庁における**■**の高校就学に必要な経費の認定（前記「事案の概要」の12(1)）を、本件審査請求において提出された証拠に照らしてみていくと、収入で「入学時納入金還付金」が計上されていたにもかかわらず、支出に「入学時納入金」（**■**）が計上されていないことが認められる。このため、「入学時納入金」（**■**）

齢に達する前に当該指示に違反したことが認められる（同11）。そうすると、処分庁が[]のアルバイト収入額から勤労に伴う必要経費を控除した額（[]）に相当する保護費の返還を求めたことに違法又は不当な点はない。

ウ 以上のとおり、原処分額の返還額は、[]の高校就学に必要な経費を上回る収入額[]と[]の自動車運転免許取得費用として収入認定除外していた金額「[]」とを合算した「[]」と算定されるべきである。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、処分庁からは[]の高校就学に必要な挙証書類を保管しておくよう指示もなく、かつ、処分庁は奨学金を受給して高校を卒業した生徒は高校就学に係る経費の挙証書類の提出は求めていないにもかかわらず、[]の高校就学に係る経費の挙証書類の提出を求めたことは不公平な取扱いであると主張しているものと解される（前記「審理関係人の主張の要旨」の1(1)）。

しかしながら、保護の処理基準では、奨学金を受給して高校を卒業した者と高校を中退した者を区分した取扱いは認められていない。さらに、処分庁は請求人に対して[]の就学に必要な諸経費については全て申告するよう指導したことが認められ（前記「事案の概要」の7）、原処分における返還額の算定に当たり[]の高校就学に必要な経費を認定する必要があることから、処分庁が[]の高校就学に係る経費の挙証書類の提出を求めたことに違法又は不当な点はない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

イ 請求人は、処分庁が[]の高校就学経費として認定しなかった経費は、入学期の特別な需要であるから、返還額から控除すべきであると主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の1(2)）。

しかしながら、前記(1)ア(エ)において[]の高校就学に要した経費と認めるのが相当であるとした本件かばんに係る経費を除き、文房具類は高等学校等就学費基本額の支給対象とされ(前記1(3)イ)、請求人には同基本額が支給されていたのであるから(前記「事案の概要」の5)、文房具類に係る経費について返還額から控除すべき理由はない。また、[]の服(Tシャツ・パンツ・パーカー・紳士靴等)については、これらが就学のみで使用されるものとは認められず、高校就学に要する経費とはいえないから、いずれも返還額から控除しないこととした処分庁の判断に不合理な点はない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

ウ 請求人は、処分庁から支給された高校入学考査料と当該実支出額との差額([])については、既に消費済みであること及びそもそも処分庁が誤って支給したものであることを考慮して、返還額から控除すべきであると主張しているものと解される(前記「審理関係人の主張の要旨」の1(3))。

しかしながら、処分庁から支給された高校入学考査料と当該実支出額との差額([])が法第63条の規定により返還の対象となるのは制度上当然に予定されているものであるから、既に消費済みであることを理由として返還額から控除することはできない。また、処分庁は、請求人に対し、高校入学考査料及び高校入学準備金に関して、後日、各費目毎に要した経費を確認し、必要の際は収入認定を行う旨を説明しているのであるから(前記「事案の概要」の6)、処分庁が高校入学考査料を誤って支給したということとはできない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

エ 請求人は、平成27年1月に処分庁が請求人に行った法第63条の規定による返還決定が違法なものであり、現在も返還中であることを考慮すべきで

あるにもかかわらず、これらの事情を考慮しなかった原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される（前記「審理関係人の主張の要旨」の1(4)）。

しかしながら、原処分とは別に行われた法第63条の規定による返還決定は、原処分の適否の判断に関係を及ぼすものとは認められないから、請求人の主張は採用することはできない。

(3) 北海道行政不服審査会の判断

本件審査請求については、平成31年2月13日、行審法第43条第1項に基づき、北海道行政不服審査会に諮問したところ、同年3月8日、次の理由により、本件審査請求のうち、原処分の一部は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきであるとの答申を得ている。

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の処理基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるものの、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して差し支えないとされ、高等学校等での就学に充てられる最小限度の経費は控除の対象として認められることとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、■■■■が高校を中退したことに伴い、

処理基準に基づき奨学金等の収入及び保護基準に基づく高等学校等就学費並びにこれらに対して収入認定から除外すべき経費の精算手続を行ったことにより、請求人に対し、法第63条の規定により[]の返還を命じたことが認められる。

この点、請求人は、奨学金を受給する被保護世帯に係る就学経費の精算において、処分庁は、高校を卒業した生徒に対しては就学経費の挙証書類の提出は求めているにもかかわらず、[]に係る就学経費の挙証書類の提出を求めたことは不公平な取扱いであり、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、保護の処理基準では、奨学金を受給している者が高校を卒業した場合と高校を中退した場合とで異なる取扱いをすることは認められておらず、かつ、精算手続に必要な範囲内で処分庁が就学経費の挙証書類を求めたことに違法又は不当な点はないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、服及び文房具類に係る経費が入学期における特別な需要であること並びに高校入学考査料に係る返還額が処分庁の誤支給によるもので既に消費済みであることから、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、服は日常生活において使用されるものであって、経常的最低生活費によって賄われるべきものであるから、高校就学に欠くことのできないものと認めることはできず、文房具類については保護基準に基づく高等学校等就学費により賄われるべきものである。他方、高校入学考査料は後日精算を行うことを前提に支給されたものであるから、処分庁が誤支給したものであることはできない。よって、請求人の主張は採用することができない。

さらに、請求人は、過去に行われた生活保護費返還処分が違法であり現在も返還中であることを考慮していないから、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、他の生活保護費返還処分による返還額があることは、原処分の適否の判断に影響を及ぼすものとは認められないから、請求人

の主張は採用することができない。

一方、請求人は、かばんに係る経費が入学期における特別な需要であることから、原処分は違法又は不当であると主張する。この点につき、本件かばんはその購入日時から[]の高校入学に合わせて用意したものと認められること、また、本件かばんと同種のを市中の高校生が多数通学に使用している実情に鑑みると、本件かばんは通学に使用することを主目的として購入され、学業に直結するものと認められることから、本件かばんに係る経費（[]）は給付型奨学金の範囲内において賄うことが適当であり、経費として認定すべきである。よって、原処分中本件かばんに係る経費に相当する部分については、取り消されるべきである。

なお、原処分の際し、処分庁における返還額の算定において、入学時納入金の支出の認定に誤りがあり、[]は返還の必要がないものと認められることから、同額に相当する部分については、取り消されるべきである。

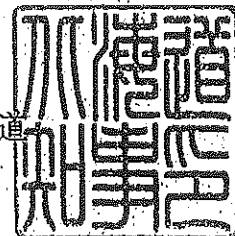
以上のとおり、原処分中返還額[]を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分には違法又は不当な点は認められないから、棄却されるべきである。

(4) 結論

以上のとおり、原処分中入学時納入金の支出に関し返還の必要がないものと認められる[]及び本件かばんの購入費[]に係る部分は取り消されるべきである。また、原処分のその余の部分については、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張に理由はない。よって、北海道行政不服審査会の答申も踏まえ、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）5月8日

審査庁 北海道知事 鈴木直道



教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。